

【論文】

現代イタリアにおける移民問題をめぐる諸論点

秦泉寺友紀

Immigration Issues in Contemporary Italy

Yuki SHINSENJI

はじめに

1861年の統一から1970年代初頭までのイタリアは、ヨーロッパ有数の労働力輸出国であった。1971年までの110年間で、国外に移民したイタリア人は2600万人に上る (Dalla Zuanna *et al.* 2009: 12)。戦後の経済成長を経て先進国の仲間入りを果たすなか、イタリアの移民送り出し人数と受け入れ人数が逆転したのは1970年代半ばであり、その移民受け入れ国としての歴史は、1950~60年代に大量の移民を受け入れたフランスやドイツなどと比較すると短い。他方、ISTAT (Istituto Nazionale di Statistica; イタリア国立統計局) によれば、2008年1月1日現在のイタリアの在留外国人数は、10年前の約3.4倍に当たる343万人、全人口に占める割合は5.75%となっている¹。

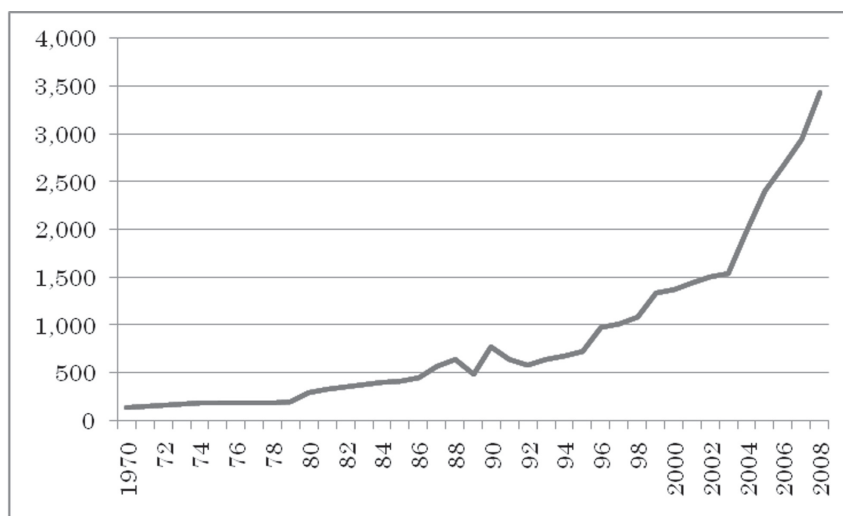
1990年代半ば以降、その増加が目立ち始めた移民に対し、従来イタリアは、EU域外出身の移民の流入を規制するという方向での政策運営を行っていた²。ここでいう移民とは、少なくとも一定期間の定住を前提に、よりよい生活やその糧を得るための仕事を求めて、外国に移り住む人々やその家族をさす。かつてはEU域外出身者であった東欧圏の人々の移動は、近年はEUの東方拡大を経て自由化され、イタリアで生まれ育ったいわゆる第二世代の移民の子弟も成長しつつある。両親のいずれかがイタリア以外の国にルーツをもつ18歳未満の子弟の数は、21世紀に入り、年平均7.9万人ペースで増加しており、2007年現在で76.1万人、小学校に通う生徒の6.8%を占めるまでになっている (Dalla Zuanna *et al.* 2009: 20, 23)。こうした新たな状況への対応は、イタリア社会が取り組むべき課題として、選挙の際は争点となるなど、高い社会的関心を集めている。

本稿は、1節で近年のイタリアにおける移民の現状を概観したうえで、2節で1980年代末以降のイタリアの移民政策の展開を、その社会的、政治的背景と合わせて追う。具体的には、1989年12月30日暫定措置令第416号「EC域外出身者の政治的庇護、入国、滞っておよび国家の領土内に既に滞在しているEC域外出身者、無国籍者の正規化に関する緊急規則」から、1998年3月6日法律第40号「移民の規制と外国人の地位の規定」、2002年7月30日法律第189号「移民と庇護に関する法改正」を経て現在にいたる展開を追う。次に3節で、そうした政策の背景にある、1990年代から現在にかけてのイタリアで提示されてきた移民をめぐるさまざまな論点について検討する。さらに4節では、3節で検討した移民をめぐる論点で、イタリアというナショナルな共同性が移民との関わりにおいてどのように意味づけられているのかを検証し、従来とは異なったタイプのイタリアというネーションをめぐる認識の地平が開かれていることを指摘したい。

1. イタリアにおける移民の現状

イタリアに滞在する外国籍の人々の人数の推移を示したのが図1である。1970年にはわずか14.4万人だったこれらの人々は1980年には29.9万人に増え、その4年後の1984年には40万人に達し、1997年には100万人、2005年には200万人、2008年には300万人を突破し、340万人を超えるという急激な増加をみせている³。その人数が伸び始めた1980年代は、イギリス、ドイツ、フランスといった、従来は大量の移民を受け入れていた国々が移民受け入れに歯止めをかけるようになった時期と重なる。冒頭で触れたように、19世紀半ば以来、長期にわたって移民送り出し国であったイタリアは、移民受け入れを想定した法を整備していなかった。外国人急増の背景には、イタリアが先進国としては移民受け入れに関する規制の緩やかな、海外から移民しやすい国と（結果として）なっていたことがあげられよう。

図1 イタリアにおける外国人数の推移（1970年～2008年）



(単位1000)

ISTATの人口統計をもとに筆者作成

1986年から87年、1996年から97年、1998年から99年、2002年から03年にかけて外国籍の人々の人数の増加は、それぞれ1986年、1996年、1998年、2002年に実施された、非正規の移民労働者の「正規化 (regolarizzazione)」を背景とする⁴。「正規化」とは、使用者と正式な労働契約を結んでいないために滞在許可の申請ができないでいた労働者に対し、雇用者による保証書や承認があれば、それ以前の非正規での滞在を問わずに、その申請を認める措置である。それは、非正規の滞在であれ、イタリアで生活の基盤を築いた移民に対する社会的保護を促進する効果も期待された。労働市場でとりわけ弱い立場にあった非正規滞在者を対象に繰り返し実施された正規化は、イタリアの移民政策の特徴としてあげられる。なお2008年1月1日付のデータでは、発給されている滞在許可証の内訳で最も多いのは、就労を目的とするもの (60.1%)、ついで家族と共に生活するためのもの (33.0%) であり、この2つを合わせると90%以上を占める⁵。

また、2007年末の時点で、イタリアには191カ国の出身者が滞在しているが、人数が多い上位5カ国は、ルーマニア (62.5万人)、アルバニア (40.2万人)、モロッコ (36.6万人)、中国 (15.6万人)、ウクライナ (13.3万人) である⁶。ルーマニアのEU加盟 (2007年1月) は、同国出身者が急増する契機となった。ルーマニア出身者の人数が2003年の3.5倍に拡大し、アルバニアとモロッコを抜いて1位となったのもこ

の年である。それと前後して、ローマの郊外地区にはルーマニア人の住むバラックが立ち並び始めるなど、ルーマニアからの移民の増加は可視化されてもいる。2007年秋のローマ市の推計では、こうした地区には5000人から1万人のルーマニア人が住んでいるとみられている。

居住する外国人の人数を地域別に整理したのが表1である。ここからは、全般的傾向として北・中部に多くの移民が集まり、南部や島嶼部ではこれが少ないことが分かる。2008年初めの時点で、イタリアの人口(5961.9万人)に外国人が占める割合は5.75%(343.2万人)であり、主要都市ではローマが7.9%(32.2万人)、北部の商工業都市ミラノが8.8%(34.4万人)、南部を代表する都市ナポリが1.7%(5.3万人)となっている⁷。こうした傾向は、失業率の高い南部では移民が少なく、同値が低い北部では移民が多いという、地域別の失業率の高低と重なっている⁸。

表1 在留外国人の数（2008年1月1日現在・州別）

	州	2008
北西部	ピエモンテ	310,543
	ヴァッレダオスタ	6,604
	リグーリア	90,881
	ロンバルディア	815,335
北東部	トレンティーノ・アルトアディジェ	70,834
	ヴェネト	403,985
	フリウリ・ヴェネツィア・ジュリア	83,306
	エミリア・ロマーニャ	365,687
中部	マルケ	115,299
	トスカーナ	275,149
	ウンブリア	75,631
	ラツィオ	390,993
南部	カンパーニア	114,792
	アブルッツォ	59,749
	モリーゼ	6271
	プーリア	63,868
	バジリカータ	9,595
	カラブリア	50,871
島嶼	シチリア	98,152
	サルデーニャ	25,106

ISTATの人口統計をもとに筆者作成

イタリア生まれの外国人の子弟数の推移は、移民の定住をはかる有力な目安といえる。ISTATの人口統計では、2006年から「イタリア生まれ（の外国人市民）」という項目が立てられるようになり、移民第二世代の人数が把握され始めた。2006年末の段階で、その人数は39.8万人、翌2007年末で45.7万人となっている⁹。また、ISTATによれば、1999年には年間約3万人であった、両親あるいはいずれかの親が外国人の新生児は、2004年には6万人に倍増し、2006年には8万人を越えた。2007年の新生児に、外国人カップルの子供が占める割合は11.4%、両親のいずれかが外国人という子供も加えると、その割合は15.5%に達する。1995年に1.19であったイタリアの合計特殊出生率は、2007年には1.37に上昇したが、イタリア人女性の同値は1.28であり、2007年の平均で2.4人の子をもつ外国人カップルの増加の影響が指摘されている¹⁰。

2. イタリアの移民政策の展開

イタリアにやってくる移民の存在が注目され、移民とどう向き合うかがイタリアの社会的課題として浮上する契機となったのは、1989年8月、ナポリ近郊で発生した、南アフリカ出身の男性の殺害事件であっ

た。当初、人種差別に基づくものと考えられ、また移民の劣悪な就労、生活環境をも明るみに出したこの事件は、イタリア社会に衝撃を与え、ローマでは反人種主義と移民保護のための法整備を訴えるデモが10~20万人規模で行われるなど、移民の地位確立を求める気運は高まりをみせた (Einaudi 2007: 141-142; Turco 2005: 13-14)¹¹。また、被害者が難民の出身国に条件を付していたイタリアでは難民として認められなかったために、非正規滞在者として就労していたことも、イタリアの制度的不備を浮かび上がらせた (Einaudi 2007: 141-142)。

こうした事態を受け、当時のアンドレオッティ (Giulio Andreotti, 1919-) 政権のマルテッリ (Claudio Martelli, 1943-) 副首相 (社会党) は、イタリアの代表紙のひとつ「ラ・レプブリカ」のインタビューで、移民は「我が国が立ち向かわなければならない、もっとも困難で切実な問題だ」と述べ、必要な措置を講じる意欲を示した。マルテッリが中心となり、同年の12月に成立させたのが、1989年12月30日暫定措置令第416号「EC域外出身者の政治的庇護、入国、滞在大および国家の領土内に既に滞在しているEC域外出身者、無国籍者の正規化に関する緊急規則」である。翌年、法律となった同法 (1990年2月28日法律第39号) は、一般にマルテッリ法と呼ばれ、移民に関する全般を包括する法とはいえないものの、移民受け入れ国に転じた現状に即した法が存在していなかったイタリアで、移民に関する法整備に着手したという意義がある。また同法は、前年のナポリ近郊での事件で問題となった難民の出身国制限についても廃止した。

ただし、マルテッリが提出した、移民のイタリアでの生活にも踏み込んでいた当初の法案は、論争の果てに大幅に姿を変え、一定数の正規化の実施が定められはしたものの、成立した同法からは、イタリアに生活基盤を築いた移民をいかにイタリア社会に統合するかという観点はほぼ欠落していた (Einaudi 2007: 152-155)。すなわちマルテッリ法では、国外追放を含む非正規滞在者への罰則が定められるとともに、滞在許可証の国別発行数を毎年見直すとするすることで、移民受け入れの計画化が図られた。それは、基本的に出入国管理のみで移民の急増に対応しようとするものであった。同法の施行を経て、非正規滞在者の追放の年間件数は1989年の800件から1991年の4000件へと急増したものの、その後も移民の増加は続き、マルテッリ法は移民受け入れの抑制に関しては目立った成果をあげなかったといえる (Einaudi 2007: 156)。

イタリアへの移民は、マルテッリ法以後も増加を続け、社会的関心を集めるようになった一方、移民政策の抜本的見直しはなされなかった。1994年3月の総選挙を経て発足した右派のベルルスコーニ (Silvio Berlusconi, 1936-) 政権は、移民に対するさらなる規制強化を訴えてはいたものの、短命に終わり、移民政策にはほとんど手がつけられなかった。移民政策が、その重要性を認識されながらも後回しにされた背景としては、この時期のイタリアが、EUの経済統合と戦後の政党支配体制の崩壊という、国内外の変化のさなかにあったことがあげられる。移民を対象とする本格的法が成立したのは、90年代終盤、1998年3月6日法律第40号「移民の規制と外国人の地位の規定」によってであった。同法は、1996年4月の総選挙でベルルスコーニに勝利した、中道左派プロデー (Romano Prodi, 1939-) 政権下で、トゥルコ (Livia Turco, 1955-) 社会問題担当相 (共産党) とナポリターノ (Giorgio Napolitano, 1925-) 内務相 (共産党・2006年より大統領に就任) が中心となって成立させたことから、一般にトゥルコ・ナポリターノ法と呼ばれる。

トゥルコ・ナポリターノ法がめざしていたのは、移民をイタリア社会の一員として組み込んでいくことであり、こうした方向性のもと、同法では、イタリアに正規に滞在する全ての外国人労働者とその家族に対し、イタリア人労働者と同等の処遇と完全に平等な権利を保証することが掲げられた。移民が家族と共

に生活する「家族の再結合」を、イタリアで初めて明文化したのも同法である¹²。しかしこうした方針は、野党となったベルルスコーニを中心とする中道右派のそれと鋭く対立し、同法の成立は紆余曲折を経た。とりわけ「北部同盟」は同法案をレファレンダムにかけようとするなど、強硬な反対姿勢を示し続けた¹³。その結果、同法には、人種や国籍、宗教を理由とした差別禁止や、多文化教育等のための基金設立が盛り込まれた一方、法案段階では含まれていた、正規に5年以上滞在する外国人の地方参政権は、取り下げられている。

その後、2001年5月に実施された選挙では、中道右派が勝利し、再度ベルルスコーニ政権が発足した。同政権下で成立したのが、2002年7月30日法律第189号「移民と庇護に関する法改正」である。この法は、ボッシ（Umberto Bossi, 1941-）制度改革・地方分権担当大臣（北部同盟）とフィーニ（Gianfranco Fini, 1952-）下院議員（「国民同盟」）が中心となって成立させたことから、ボッシ・フィーニ法と呼ばれる。トゥルコ・ナポリターノ法案の廃案を求め提出された代替案を下敷きとする同法の方向性は、前政権下のそれと大いに異なり、EU域外出身者を念頭においた移民に関する規制の厳格化を図るものだった。同法によって、イタリアで就労可能なEU域外出身者は、基本的にイタリア入国以前にイタリアでの職をもつ者に限定されることとなった。「キリスト教民主中道連合」の働きかけで正規化も実施されたが、同法では非正規での入国、就労を行った本人だけでなく、それを幫助した者に対する罰則を強化したほか、「再結合」可能な「家族」の範囲を制限し、滞在許可証の申請時には指紋捺印を義務づけるなど、総じて移民に厳しい姿勢を示すものとなった¹⁴。

2006年4月の総選挙では再び中道左派が勝利し、プローディ政権が発足した。プローディ政権はボッシ・フィーニ法改正に意欲をみせていたが、2008年1月の総辞職までにそれを果たすことはできなかった。その背景としては、文化を異にする他者を警戒する、9.11以降の社会的気運の高まりがあげられる。こうした動きは、国内的には、ローマ郊外でイタリア人女性が近隣のルーマニア人の若者に強盗目的で殺害された事件（2007年10月）が契機となった¹⁵。連日の報道で、ルーマニア人＝危険な集団というイメージが喚起されるなか、プローディ政権も、犯罪歴等で「危険」とみなされたEU域外出身者を、裁判所の判断抜きに自治体が国外退去処分に行けるとする行政措置を閣議決定している。犯人逮捕の2日後という異例の速さで決定されたこの措置については、当該の人物を「危険」とみなす基準に恣意性が残り、「人種差別的」であるとの批判もあったが、そうした声は少数派にとどまった。2008年4月の総選挙を経て発足し、2009年10月現在の政権でもある中道右派ベルルスコーニ政権は、非正規滞在の移民に対し、「治安の悪化」を理由に、さらに厳しい姿勢でのぞもうとしている。

3. 移民をめぐる諸論点

1990年代初頭、イタリアの移民政策は、「移民送出国から移民受入国への急速な変化にただ驚くばかり」で、「今でも明確な政策がたてられずにいる」と批判された（Castles *et. al* 1993=1996: 88）。その後のイタリアは、移民の受け入れを制限するEUと同様の方向へと舵を切ったが、現実には移民の流入は続き、先に言及したようにその定住化も進みつつある。他方、イタリアでは、中道右派と中道左派が代わる代わる政権を担う状況が続き、移民政策も二転三転している。以下では、実際の政策の背景にあり、それを規定するところの、イタリアにおける移民をめぐる諸論点についてみていきたい。

移民に関する否定的な議論は、北部同盟にみられる。同党は非正規滞在者の取り締まり強化を主要政策のひとつとして掲げており、ボッシ・フィーニ法の中心となったボッシは北部同盟の党首である。北部同盟は、その党名が示唆するように北部を拠点とする地域主義政党で、その主な前身の「ロンバルディア同

盟」(1982年結成)以来の主張は、北部の豊かさは「南部」により損なわれているというものだった¹⁶。移民が新たに攻撃対象となったのは1990年代だが、北部同盟が「南部」を攻撃する根拠となった経済的観点からみるならば、移民の安価な労働力は北部の繁栄に貢献していると考えられる。というのも、移民の多くは製造業や建設業における非熟練労働や家事・介護労働といったイタリア社会を底辺で支える低賃金の分野で働いているからである¹⁷。

それにもかかわらず、北部同盟が移民を攻撃する理由としてあげるのは、治安の悪化という論点である。実際、1993年の外国人の犯罪率はイタリア人の3.5倍、2002年には8.9倍と高い数値を示す(Di Nicola 2005: 200)。また、刑務所で服役中の外国人の割合は、1994年の16.5%から、2003年には31.4%に上昇しており、イタリアの刑務所の外国人比率はヨーロッパでもっとも高い水準にある(Di Nicola 2005: 205)。先に触れたローマ郊外でのイタリア人女性殺害事件(2007年10月)の際は、当時のヴェルトローニ(Walter Veltroni, 1955-)ローマ市長が、「(今年)7月までにローマで逮捕された殺人、強姦、強盗犯の75パーセントはルーマニア人」だと訴え、政府に迅速な対応を求めた¹⁸。

むしろ、こうしたデータを治安の悪化と、さらにそれを移民の増加と直接結びつける論法には、検証の余地がある。移民が相対的に目立つ存在であることが彼らの検挙に影響している可能性や、とりわけ非正規滞在者のおかれている不安定な弱い立場が、犯罪の背景となっていることも考えられる。移民の犯罪について検討したバルバリは、2000年に窃盗、強盗で起訴された外国人のうち、非正規滞在者はそれぞれ88%、80%を占めると指摘し、治安上重要なのは、こうした非正規滞在者への対処だとしている(Barbagli 2002: 120)。他方、確たる裏づけの有無はともかく、イタリアの治安は悪化しているのではないか、それは移民のせいなのではないかといった危惧は、近年のイタリアに広くみられるものとなっている(Censis 2003: 652)。移民こそが治安悪化の原因だという北部同盟の主張は、治安をめぐる不安に対し、その原因は移民だという分かりやすい回答を、その真偽はともかくとして、移民さえいなくなれば治安は回復するという裏返しのメッセージとともに与えるものといえる。

こうした北部同盟の姿勢には、人種差別、外国人嫌い(xenofobia)といった批判もなされる。北部同盟はこれを否定し、自らの関心は非正規滞在者への規制強化にあるとしている。だが同党は、正規に滞在し法を犯さない移民であっても、イタリア社会の一員として肯定的に受け入れるわけでは必ずしもない点に注意が必要である。宗教や文化の異なる他者への北部同盟の姿勢は、2006年2月、マホメットの風刺画がプリントされたシャツを着てテレビ出演し、アラブ諸国の強い抗議を巻き起こした同党のカルデローリ(Roberto Calderoli, 1956-)制度改革・地方分権担当相(当時)を擁護したことからみとれる¹⁹。カルデローリが与野党の批判にさらされ大臣職を辞した際、北部同盟の日刊紙「パダーニア」は、紙面の第一面全体を使って「我々のルーツを守ろう」とプリントされたTシャツのイラストを掲載した。このメッセージは、宗教や文化の異なる他者を、「我々のルーツ」を「守る」うえでの脅威とみなす立場を示している。つまりそこでは、宗教や文化の異なる他者は、正規滞在か非正規滞在かを問わず、その異質性ゆえに共存し得ない人々と位置づけられている。

国民同盟の見解も、移民をめぐる理解のひとつのあり方を示す²⁰。国民同盟は、北部同盟とともにトゥルコ・ナポリターノ法改正の中心となり、非正規滞在者に対する措置の厳格化を推進した一方、選挙時のキャンペーンなども含め露骨な反移民の主張は行っていない。また党首のフィーニは「移民は犯罪者ではない」、「将来のイタリアはマルチエスニックになるであろう」といった、(北部同盟と比較すれば)移民の定住化に関し一定の理解を示しているともみえる発言をしている²¹。しかしこうした国民同盟の姿勢をめぐるのは、政治システムから遠ざけられないようにするため、反移民政党の役割を引き受けなかったに

過ぎないとの指摘もある（Einaudi 2007: 138）。こうした指摘の背景には、国民同盟が戦前のファシスト党の流れを汲み、その与党入りが戦後ヨーロッパ初のネオ・ファシスト政党の入閣として懸念と注目を集めたという同党固有の立場がある。

実際、先の「将来のイタリアはマルチエスニックになるであろう」という発言についても、フィーニは「マルチエスニック」というイタリアの将来像を提示しているだけで、それに何らかの肯定的な評価を下しているわけではない。また、こうした展望自体も、移民の定住化が進みつつある現状に鑑みれば、それほど踏み込んだものとはいえない。さらにフィーニは、ダンテ・アリギエーリ協会のマルタ支部開設式というそれほど目立たない場で行われたスピーチでは、移民に関連づけて、「弱い人、すなわち自分自身についての意識を失い、何を提示すべきか分からない人は、他者との関係を恐れる」のであり、「もし我々が強いアイデンティティをもっていれば、何の汚染も恐れる必要はない」と述べている²²。この発言は、移民を直接名指して攻撃しているわけではない。しかし、関わりをもつことが「汚染」と表現される他者のイメージは、言うまでもなくきわめて否定的なものである。移民をめぐる国民同盟の姿勢に関しては慎重な見極めが求められよう。

以上のような移民に否定的な色合いの強い見解に対し、移民をイタリアに貢献する可能性をもつ契機として前向きに捉える見解もある。それはチャンピ（Carlo Azeglio Ciampi, 1920-）大統領（当時）が出した、全国の児童生徒と教員に向けて発表した新学期のメッセージ（2005年）に典型的にみられる。清廉潔白な人物として国民の信頼を集めていたチャンピは、このメッセージで「かつて多くのイタリア人が幸運を求めて海外に移民した歴史」や、「現在はその子孫がさまざまな国でその国の生活や文化の生き生きとした一部となっている」ことに注意を促し、「移民は何かを受け取るためだけでなく、与えるためにも来ている」と訴えた。そして、「共に学ぶ外国人生徒に手を差し伸べるよう」呼びかけるとともに、「不寛容は常に危機と悲劇を伴うことについて、また異文化との出会いがもたらす恩恵について認識する」よう説いた²³。

チャンピの見解には複数の論点が含まれるが、移民は何かを「与える」ためにイタリアに来ているのであり、「異文化との出会い」は「恩恵」をもたらすといったチャンピの発言からは、移民が背景としてもつ異文化を尊重するまなざしがみてとれる。こうした姿勢は、例えばひとつにはカトリック団体、ローマ・カリタスの支援で設立されたイタリア初のインターカルチャースクールの実践の試みにみられる²⁴。出身国を異にする生徒たちのもつさまざまな文化的差異を世界の豊かさのあらわれとして肯定的に評価し、異なる文化的背景を等しく価値づけるという同校の教育方針のもとでは、文化の多様性が積極的に評価されているといえよう。

ただしこうした見解は、そのような多様性がどこまであれば許容可能かという点で、潜在的な緊張をはらんでいる。すなわちそこには、イタリア社会と衝突しない限りで、あるいはより積極的に「恩恵を与える」限りでという条件が、ともすると前提として滑り込みやすい。また、ひとくちに文化の多様性の尊重といっても、そこには多様性それ自体に価値を見出す立場と、多様性それ自体というよりそれが調和することに重きをおく立場がある。さらに、何がイタリアにとっての「恩恵」なのかについての見解も一樣ではないだろう。先のチャンピのメッセージの「不寛容は常に危機と悲劇を伴う」という論点は、裏返しのかたちで移民に対する寛容を呼びかけるものだが、この寛容の限界をめぐる見解も一枚岩ではなく、対立含みのものといえる。

文化に関しては、宗教の問題も当然ながら関わってくる。イタリアは、全人口の90%弱が洗礼を受けたカトリック教徒と宗教的な同質性が高い。他方、移民の間ではイスラム教徒が最も多く、33.3%を占

めている (Centro Studi e Ricerche IDOS 2005: 208)²⁵。憲法で信教の自由が掲げられているイタリアではあるが、たとえば公立学校においても、クリスマスの時期にキリスト生誕の場面を模した模型のプレゼピオが飾られることは珍しくない。2004年には、北部の都市トレヴィーゾのある公立小学校で、移民の児童生徒に対する配慮から、毎年行っていたキリスト生誕劇を赤頭巾に変更したことが、全国紙にも取り上げられる論争となった。この出来事は、文化の多様性の許容範囲をめぐる対立が往々にして譲歩し難い性質であること、またそうした対立の火種が人々の生活に親しい領域に遍在していることを物語る。

さらに、移民の個々の文化に対する敬意とは別の水準で、移民が従属的な立場を抜け出し、社会的上昇を遂げるためには、移民先の言語や文化を身につけることは不可欠との見解もある。19世紀半ばの統一から現代にいたるイタリアの移民政策を検証したエイナウディは、移民が労働市場に十全に参加できるよう反差別的な労働政策が実施されること、また移民のもともとの文化を根絶させるような強いられた同化は目指されないことを条件として、こうした見解を提示している (Einaudi 2007: 402-403)。だがこのような主張に関しても、どこからが「強いられた同化」で、どこまでが移民先で「社会的上昇を遂げるため」に「不可欠」な文化の習得なのかについては、先の寛容の限界の問題とも関連して、見解はさまざまに分かれ得る。移民受け入れの歴史が比較的浅いイタリアでは、これまであげてきたような緊張や対立が表面化することは今のところそれほどない。北部同盟にみられるような露骨な移民排斥の主張が存在することで、移民を受け入れた後に生じる緊張は後景に退いているともいえる。しかし今後も移民が増え続け、その定住化も進んでいくとすれば、そうした対立の表面化は避け難いと考えられる。

4. 問い直されるイタリア

以上みてきたような、イタリアにおいてみられる移民をめぐるさまざまな議論からは、移民受け入れをめぐる生じている対立が、単なる受け入れの規模や速度といった技術的な問題をめぐるものではないことが浮かび上がってこよう。つまりそこで問われているのは、移民それ自体というよりはむしろ、イタリア社会がどうあるべきかといったより基底的な価値意識に関わる問題であるといえる。最後に、これまでみてきた移民をめぐる複数の論点において、イタリアというナショナルな共同性が移民との関わりにおいてどのように意味づけられているのかを検証し、イタリアというネーションをめぐる従来とは異なったタイプの理解があらわれていることを示したい。

移民との共生に最も否定的な議論は、北部同盟にみられる。北部を拠点とする地域主義政党である北部同盟は、イタリアというナショナルな共同性の正当性を否定し、彼らが「パダーニア」と命名したところのポー川流域を中心とする一帯を、北部地域にとっての真にナショナルな共同体として掲げている。1996年9月、北部同盟はパダーニアの「独立」を宣言したが、その記念式典での演説で同党の党首ボッシは、「我々はこの土地にいつからか分からないほど昔から住み、耕し、働き、守り、愛してきた」と述べ、パダーニアとは「価値や文化、歴史を共有し、社会的、モラル的、経済的に同質なナショナルな共同体」であるとした²⁶。ここからは、パダーニアなる共同性を支える契機として、土地との生来的な結びつきや、歴史的・文化的な共通性が重視されていることがうかがえる²⁷。ナショナルな共同性がこのように意味づけられているからこそ、異なる土地に生まれ、異なる歴史や文化的背景をもつ移民のような他者は、同質性に支えられた彼らの共同性の真正さを脅かす異物と位置づけられ、排除の対象とされることになる。

国民同盟もまた、非正規滞在者を中心に移民の受け入れに難色を示している。国民同盟は、まさにその党名に「国民」という共同性を掲げており、イタリアなるアイデンティティを自らの基礎としてしばしば強調する²⁸。たとえば政党のポスターでも、「安全なイタリア」、「連帯するイタリア」といったフレーズ

が並べられるなど、イタリアという共同性の存在は前面に押し出されている。先に触れたように、同党の党首フィーニはイタリアの将来像について、「マルチエスニック」との見通しを示しているが、ポスターの人物写真は一目でそれと分かるイタリア人でまとめられ、先のような展望を一切感じさせないものとなっている²⁹。その一方で、国民同盟においては、イタリアというナショナルな共同性が重要な起点とされているにもかかわらず、その内実については、北部同盟ほど目立った明確なかたちでは語られていない点も特徴として指摘できる。

ただし、一見したところ奇妙にもみえる、国民同盟におけるイタリアというナショナルな共同性をめぐる語りの不在は、イタリアの文脈に照らせば必ずしも不自然なことではない。というのも、ナショナルな共同性の脆弱さや、それに対する信頼の希薄さは、イタリア社会に関してこれまでごく一般的に指摘されてきた特徴だからである。19世紀半ばの統一以降のイタリア社会をめぐっては、ナショナルなアイデンティティの普及の遅れと共に、それと表裏一体の現象として、地域的な共同性の根強さが語られてきた。すなわち「政治的な統一は、ただ脈々と生き続けている地域主義を覆い隠していたにすぎない。この地域主義は、たとえナショナルな意識でないとしても、ナショナルな結合を作りだすにあたって、非常に大きな障害となった」といった指摘がそれである（Smith 1986=1999: 88）³⁰。ナショナルな共同性の存在を自明視する国民同盟のような立場は、イタリアではむしろ特殊であり、イタリアというネーションの存在を否定する北部同盟のような政党が、単なる地方の極小政党にとどまらない広がりや影響力をもつという状況こそ、イタリアに特徴的な傾向であった。

先に検討した歴史や文化の異なる他者を受け入れる余地をもたない北部同盟や、それほど明確に自らの立場を示しているわけではないが、北部同盟に近いと考えられる国民同盟にみられるような移民をめぐる見解と、移民の受け入れやその定住に関して肯定的な見解とは、全く相容れないかみえる³¹。しかし両者のネーションをめぐる理解には、イタリアをひとつのまとまりある共同性として捉えているという共通項がみられる。すなわち、移民やその受け入れに肯定的な立場においては、歴史や文化を異にする移民は、イタリアに恩恵をもたらす可能性をもつ他者と捉えられているが、そこではイタリアが移民という他者を受け入れることで、その内容が豊かさを増しながら変わり得る、あるひとつの共同性として理解されている。つまりそのもとでは、従来強調されてきたような、強固な地域主義ゆえのナショナルな共同性の不在という見解は相対化されているといってい。

こうした現象は、「パダーニア」をナショナルな共同性として掲げてきた北部同盟にもみられる。すなわち、北部のためという動機に基づくにせよ、国レベルで取り組まれる移民政策をめぐる議論に加わることを通して、同党においてもイタリアというネーションの存在が前提されるという新たな認識の地平が開かれつつある。パダーニアの「独立」に関しても、現状を覆すようなそれは追求されてはいないといってい。彼らのいう「南部人」よりもさらに異質性の高い海外からの移民をまえに、同党においても、否定していたはずのイタリアという共同性は現実性を増しているといえよう。また国民同盟においても、イタリアというナショナルな共同性の内実の語りにくさは、その語りにくさ自体には変わりがなくとも、移民という他者をまえに後景に退いている。

従来経験したことの無い移民の流入を背景に生じつつある、このような認識におけるイタリアという共同性の存立は、ナショナルな共同性の不在がしばしば語られてきたイタリアに関しては注目すべき現象である。地域主義政党であるはずの北部同盟と、ナショナルな共同性としてのイタリアを掲げる国民同盟とのあいだで成り立っている、本来奇妙なはずの、しかし90年代以降一貫する協調関係もまた、こうした移民の増加を契機としてのネーションの意味づけの変容を背景のひとつとしているといえるだろう。北・

中部の都市部を中心に、移民の定住も今後本格化していくとみられるなか、イタリア社会が彼らとどのように向き合っていくのか、それにともなってイタリアというネーションがどのように意味づけられていくのか、そのゆくえが注目される。

[文献]

- Barbagli, M., 2002, *Immigrazione e reati in Italia*, Bologna: Il Mulino.
- Castles, S., Miller, M. J., 1993, *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World*, London: Macmillan Press (= 1996, 関根政美・関根薫訳『国際移民の時代』名古屋大学出版会.)
- Censis. 2003, *XXXVII Rapporto sulla situazione sociale del paese/2003*, Milano: Franco Angeli.
- Centro Studi e Ricerche IDOS, 2005, *Dossier Statistico Immigrazione 2005 XV Rapporto*, Roma: Caritas/Migrantes.
- Dalla Zuanna, G., Farina, P. and Strozza, S., 2009, *Nuovi italiani: I giovani immigrati cambieranno il nostro paese*, Bologna: Il Mulino.
- Diamanti, I., 1996, *Il male del Nord: Lega, localismo, secessione*, Roma: Donzelli.
- Di Nicola, A., 2005, "Criminalità e derivanza." Fondazione ISMU, *Decimo Rapporto sulle migrazioni 2004: Dieci anni di immigrazioni in Italia*, Milano: Franco Angeli.
- Einaudi, L., 2007, *Le politiche dell'immigrazione in Italia dall'Unità a oggi*, Roma: Laterza.
- Smith, A. D., 1986, *The Ethnic Origins of Nations*, Oxford: Blackwell (= 1999, 巢山靖司・高城和義他訳『ネーションとエスニシティ——歴史社会学的考察』名古屋大学出版会.)
- Turco, L., 2005, *I nuovi italiani: L'immigrazione, i pregiudizi, la convivenza*, Roma: Mondadori.

¹ ISTAT. "Popolazione straniera residente al 1 Gennaio 2008 per età e sesso." ISTAT. <http://www.demo.istat.it/strasa2008/index.html>, (accessed 2009-09-23).

² EU域外というカテゴリーには、合衆国や日本も含まれるが、イタリアではおおむね途上国がイメージされる。

³ なお、この人数には難民も含まれる。従来イタリアについては、フランスやドイツと比較した際の保護件数の少なさが指摘されてきたが、国連難民高等弁務官事務所の統計によれば、現在はこれらの国々と近い水準——2008年の1年間で10019人(内訳:条約難民1785人、補完的保護8234人)——の受入れを行っている。難民保護件数については以下を参照。UNHCR. "2008 Global Trends: Refugees, Asylum-seekers, Returnees, Internally Displaced and Stateless persons." UNHCR. <http://www.unhcr.org/4a375c426.html>, (accessed 2009-09-23).

⁴ なお1990年にも、後述するマルテッリ法による「正規化」は行われているが、同時に移民受け入れの抑制が図られ、非正規滞在者の追放も実施されたため、数字は伸びていない。

⁵ 具体的には、滞在許可証の発行総数206万3127件のうち、労働が123万9263件、家族が68万225件となっている。ISTAT. "Permessi di soggiorno dei cittadini extracomunitari per provincia e sesso, per motive della presenza, al 1 gennaio 2008." (Tabella 8-16) ISTAT. <http://www.demo.istat.it/altridati/permessi/index.html>, (accessed 2009-09-23).

⁶ ISTAT. "Cittadini Stranieri. Popolazione residente per sesso e cittadinanza al 31 Dicembre 2007." ISTAT. <http://www.demo.istat.it/str2007/index.html>, (accessed 2009-09-23). なお上記によれば、6位から10

位までは、フィリピン（10.6万人）、チュニジア（9.4万人）、ポーランド（9.0万人）、マケドニア（7.8万人）、インド（7.7万人）であり、上位10カ国の出身者が、イタリアに滞在する外国人全体に占める割合は21.4%である。

⁷ ISTAT. “Popolazione straniera residente al 1 Gennaio 2008 per età e sesso.” ISTAT. <http://www.demo.istat.it/strasa2008/index.html>, (accessed 2009-09-23).

⁸ 2007年の失業率は、全国平均が6.1%であるのに対し、北部は3.5%、中部は5.3%、南部は11.0%と、南部のそれが突出して高い。ISTAT. “Tasso di disoccupazione per ripartizione geografica, sesso e classe di età: Media 2007.” (Tavola 4-11) ISTAT. http://www.istat.it/dati/catalogo/20090202_00/ann0813_forze_di_lavoro_media%202007.pdf, (accessed 2009-09-23).

⁹ 2006年については、ISTAT. “Cittadini Stranieri. Bilancio demografico anno 2006 e popolazione residente al 31 Dicembre.” ISTAT. <http://www.demo.istat.it/str2006/index.html>, (accessed 2009-09-23)、2007年については、ISTAT. “Cittadini Stranieri. Bilancio demografico anno 2007 e popolazione residente al 31 Dicembre.” ISTAT. <http://www.demo.istat.it/str2007/index.html>, (accessed 2009-09-23). を参照した。

¹⁰ ISTAT. “Iscritti in anagrafe per nascita: Anno 2007.” ISTAT. http://www.istat.it/salastampa/comunicati/non_calendario/20090401_00/testointegrale20090401.pdf, (accessed 2009-09-23).

¹¹ 人種差別に基づく殺人はこの事件前に既に発生しており、その後の捜査では、この事件の被害者が殺害されたのは窃盗団と居合わせたためであることが判明したものの、この事件はいわば「壺をあふれさせる滴」となった (Einaudi 2007: 141-142)。なおこのデモは、Arci (Associazione ricreativa e cultural italiana=イタリアレクリエーション文化協会) 主催による。Arciは、既存の複数の労働者の文化団体を統合した団体で、国際スローフード協会の前身であるL'Arci-golaなど、社会問題にも積極的に関わることで知られる。

¹² この権利は、国際労働機関の移民労働者(補足規約)条約(第143号)で1975年に定められたもの。トゥルコ・ナポリターノ法では、配偶者や子供のほか、「扶養すべき両親」、「イタリアの法制上、労働資格のない三親等以内の扶養親族」について、家族の再結合が認められた。

¹³ 「北部同盟」は、ロンバルディア同盟やヴェネト同盟等、北部を拠点とした複数の地域主義政党が合流し1991年に発足した政党。なお、同法案をレファレンダムにかける申し立ては、破棄院によって棄却された。

¹⁴ ボッシ・フィーニ法では、「扶養すべき両親」を、「出身国もしくは出発国に他の子供がいない場合、もしくは他の子供達が十分な資料の裏づけをもつ重大な健康上の理由のために、彼らの面倒を見ることが不可能である場合は、その65歳を超える両親」に限定し、「イタリアの法制度上三親等以内の扶養親族」については、その条項を廃止した。

¹⁵ 犯行当日の迅速な犯人逮捕は、事件を目撃し助けを求めた近隣のルーマニア人女性によるところが大きいが、報道では犯人が住所不定で無職のルーマニア人男性であることが前面に押し出された。

¹⁶ 実際には、同党が本拠地とするロンバルディア州(州都ミラノ)は、イタリア国内で経済的に最も豊かな地域に数えられ、人口一人当たりのGDPは、全国平均が25862ユーロ、南部が17552ユーロであるのに対し、ロンバルディア州は33300ユーロである(2007年)。ISTAT. “Principali aggregate dei conti economici regionali Anno 2007.” ISTAT. http://www.istat.it/salastampa/comunicati/non_calendario/20081006_00/testointegrale20081006.pdf, (accessed 2009-09-23).

¹⁷ とくに介護労働に照準した論考として、宮崎理枝 2005 「高齢者介護領域における外国人の非正規労働

(lavoro non regolare) と「正規化」施策—近年のイタリアの事例から』『大原社会問題研究所雑誌』554号。

¹⁸ ヴェルトローニは政治的立場としては中道左派に属し、職業訓練やイタリア語教育を行う「移民のための市民センター」をローマ市内に設立するなど（2003年）、移民向けの施策に積極的に取り組んでおり、彼自身は移民排斥の立場にあるわけではない。

¹⁹ 前年9月のマホメット風刺画事件（デンマーク紙がマホメットの風刺画を掲載したことを契機に、中東諸国で抗議活動が広がった事件）を背景とするカルデローリの行動は中東諸国の反発を招き、リビアのイタリア総領事館前でのデモは、警察との衝突で死者11人、負傷者50人を出す惨事となった。

²⁰ 国民同盟は1994年に発足し、翌年には「イタリア社会運動」（ファシズム末期のイタリア社会共和国支持者を集めて結成された政党）が解散し合流した政党。

²¹ 2009年1月に開催された経済労働国民会議（CNEL）での発言。

²² Gianfranco Fini, Alleanza Nazionale. <http://www.alleanzanazionale.it/an/page.asp?ImgPath=null&Cat=1&Art=742>. (accessed 2006-03-30) . なおダンテ・アリギエーリ協会は、イタリア語とイタリア文化の普及をめざす非営利団体（1889年設立）。

²³ Carlo Azeglio Ciampi, “Messaggio del presidente della Repubblica Carlo Azeglio Ciampi agli studenti in occasione dell'anno scolastico 2005-2006.” Presidenza della Repubblica. <http://www.quirinale.it/qrnw/statico/ex-presidenti/Ciampi/dinamico/discorso.asp?id=27639>, (accessed 2009-09-23) .

²⁴ チエロ・アズーロ（「青空」の意・1990年設立）は0歳から6歳までの約40名の生徒を集めており、生徒の出身国は世界13カ国にのぼる（Turco 2005: 143-144）。

²⁵ 移民の宗教は、カトリック21.6%、ギリシャ正教20.5%がイスラム教に続いている。

²⁶ Umberto Bossi, “Dichiarazione di indipendenza e Sovranità della Padania.”, Lega Nord. http://www.leganord.org/segretariofederale/discorsi_venezia/1996_15settembre_dich.pdf, (accessed 2006-03-30) .

²⁷ 北部同盟が喧伝するパダーニアの歴史的、文化的共通性が実際に歴史的に跡づけられるかについては懐疑的な見方が一般的である（Diamanti 1996: 81-83）。

²⁸ 同党の党名はAlleanza Nazionaleであり、nazionaleはnazioneの形容詞形。

²⁹ Alleanza Nazionale. “Manifesti e Campagna di Comunicazione AN.” Alleanza Nazionale. <http://www.alleanzanazionale.it/Manifesti.aspx>, (accessed 2009-09-23) .

³⁰ 同様の指摘は、（Smith 1986=1999: 199）にもみられる。

³¹ 移民やその定住に肯定的な立場も、必ずしも一枚岩ではなく、潜在的には多くの対立を抱えている。

秦泉寺友紀（和洋女子大学人間・社会学系講師）

（2009年9月24日受付 2009年10月13日受理）